平成３０年（フ）第１８号
愛知県知立市逢妻町丸坪33番地３
破産者　飯田　敏博
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０２５号
大阪市大正区三軒家西２丁目17番８号
破産者　堀端　忠男
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７１号
愛知県安城市姫小川町姫23番地　Ａ・Ｃｉｔｙ姫小川町201、開始決定時愛知県春日井市柏原町５丁目107番地　レオパレスかご田104号
破産者　中田　泰輔
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１号
神戸市垂水区舞子坂１丁目２番13号　シュテール舞子202号、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町谷八木538番地　グランプレステージ西明石408号
破産者　生駒　雅司
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
岡山県倉敷市水島北亀島町８－６－203、開始決定時の住所鳥取県鳥取市西品治148番地ペイドゥネッサンス110号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅１－208号
破産者　西田　竜治
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住５－１号、旧住所鳥取県鳥取市吉成492番地市住Ａ－４号
破産者　木本　秀子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８４号
福岡県福岡市南区玉川町16番１号、申立時の住所香川県高松市香西本町302番地
破産者　鵜川　健介
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２号
福岡県遠賀郡岡垣町東松原１丁目８番７号
破産者　中釜　奉宏
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１１７号
北九州市小倉北区大畠１丁目７番14―201号
破産者　竹下　政博
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１４０号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地47番303号
破産者　上野　裕之
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３号
長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触2148番地、前住所長崎県対馬市厳原町大手橋1203番地　２Ｆ
破産者　赤木　まみ（旧姓牧山）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成３０年（フ）第１６号
鹿児島県霧島市国分向花町４番14―603号　ロイヤルシティ奈良田
破産者　新杉　ゆみ（旧姓間所）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
鹿児島県姶良市船津2445番地２
破産者　川邉　秀美
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県姶良市船津2445番地２
破産者　川邉　澄子（旧姓後堂）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂284番地58
破産者　堀口　美咲
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１４７７号
千葉県市川市南八幡３丁目16番10―5421号（エクセル貴多川第５Ｂ）
破産者　内堀　壮俊
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６４号
千葉市若葉区貝塚２丁目８番19号
破産者　川原　夕紀（旧姓泰山）
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３１号
千葉県市川市新田４丁目８番18号　（コーポ平田104号）
破産者　濱名　亨彦
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係